

## 登記手続案内をご利用の皆様へ

### ～登記手続案内の予約について～（お知らせ）

津地方法務局では、**不動産登記**（相続登記や住宅ローン返済による抵当権抹消登記等）及び**商業・法人登記**（会社設立・役員変更登記等）に関する手続案内を予約制（電話・窓口）により行っています。

手続案内の日時につきましては、予約状況等によりご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご予約がない場合でも手続案内をご利用いただける場合がありますが、予約されている方を優先させていただきますので、長時間お待ちいただく場合がございます。

多くの皆様にご利用いただけるよう、案内時間は、1回当たり30分以内とさせていただきます。

#### 〔予約の方法〕

**不動産登記**に関する登記手続案内については、法務局（**本局**、**支局又は出張所**）の**窓口**にお申し出いただくか、**電話**により受付いたします。

**商業・法人登記**に関する登記手続案内については、法務局（**本局**）の**窓口**にお申し出いただくか、**電話（059-228-4559）**により受付いたします（支局及び出張所では受付できません。）。